



ひとつひとつを  
むすぶ情報紙

みやぎNPOプラザ情報

2014 MARCH

Vol.78

# One to One

## 定款変更はお済みですか？

平成24年4月の改正NPO法の施行に伴い、それ以前に認証されたNPO法人のほとんどが、定款を変更する必要があることはご存じでしょうか？

右記の文言が定款に記載してある団体は、変更してください。

各団体の定款の「定款の変更について」の条項は、従来「軽微な事項」の事項が記載されていたものが、認証が必要な事項に改正されたため、定款に記載のある法人は変更が必要です。

右記の所轄庁の認証が必要な10項目を変更する場合は、総会の議決を経た後、所轄庁へ定款変更認証申請書を提出し、その後2ヶ月間の縦覧期間を経て、認証されます。変更後の定款の効力は、所轄庁による認証後に生じます。

定款の変更により、名称や事務所の所在地等の登記事項の変更が生じた場合は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局においては2週間以内に変更の登記をしなければなりません。変更の登記をした法人は、所轄庁へ登記完了届出書を提出する必要があります。

認証の必要がない7項目については、総会で議決を得た後、所轄庁の認証がなくても効力が発生します。ただし、定款の変更後は所轄庁へ定款変更届出書を提出しなければなりません。

NPO法等の法改正に伴う事項であっても、各法人の定款は法人が自ら変更する必要があります。定款は、組織運営に関して法人自らが定めるものです。

### ◎実態にあった定款へ

ほとんどのNPO法人が、所轄庁が公開しているひな型に合わせて定款を作成している例が多いのですが、ひな型はあくまで参考例です。

例えば、定款第1章総則の「主たる事務所」は、所在地の最小行政区画(市町村)までが必須で、それ以下の住所は、任意記載事項です(例：仙台市に置く)。番地まで記載している場合は、同じ市町村内で事務所を移動する場合でも定款変更が必要となります。

また、総会決議事項になっている例が多い「予算の変更」については、年度途中で事業を受託したり、助成が決まった場合に迅速に対応する必要が出てくるため、予算の変更は、理

### ① 「活動計算書」への改正に伴うもの ※参考例

|        |      |      |
|--------|------|------|
| 「収支決算」 | 「収入」 | 「支出」 |
| ▼      | ▼    | ▼    |
| 「活動決算」 | 「収益」 | 「費用」 |

### ② 法第25条第3項の改正に伴うもの

#### ◎所轄庁の認証を受けなければならない事項

- (1)目的 (2)名称
- (3)特定非営利活動の種類と事業の種類
- (4)所轄庁の変更が伴う事務所の所在地
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合の、その種類と事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産に帰属すべき者に係るものに限り)
- (10)定款の変更に関する事項

#### ◎所轄庁の認証を必要としない事項

- (1)事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限り)
- (2)役員の定数に関する事項 (3)資産に関する事項
- (4)会計に関する事項 (5)事業年度
- (6)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものを除く)
- (7)公告の方法

事会の決議に委ねた方が効率的な場合があります。

また、総会の議決の方法では、「書面」だけではなく「電磁的記録」による意思表示や、「書面での表決」に加えて「電磁的方法」を取り入れることにより、電子メール等での意思表示も可能になります。

今回、NPOの活動実態に合わせた定款変更のポイントをご紹介しましたが、定款は法人を運営するための根本原則であり、法人の憲法ともいえます。この機会に、自法人の定款を理事会等で見直し、定款を変更する必要がある場合には、総会の開催前に所轄庁やNPOプラザに御相談いただくことをお勧めします。

# 助成金申請と助成金活用のコツ！

NPO支援センターは、NPOから助成金の申請方法やその活用方法について相談を受けることがよくありますが、実際に自身で助成金の申請を経験したことがあるスタッフはそれほど多くありません。そこで、みやぎNPOプラザが開催するNPO支援センタースタッフ研修では、2月13日(木)に今年度最後の講座として助成金相談のスキルアップを目的にした「めざせ！NPOのための助成金申請アドバイザー」を開催しました。講師は、日本財団のNPO支援Webサイト「CANPAN」のマネージャーとして助成審査にも携わった経験をもちながら全国でNPO向けの助成金申請や情報発信に関する講座・セミナーを数多く行っている山田泰久さんです。

今回は、山田さんが講義で紹介した助成金申請と助成金の活用方法に焦点を絞り、ポイントを紹介します。



## 助成が終わった後に何が残るのか ～成果・波及的效果をイメージする～

まず、助成事業を「行った後に残る成果」を、申請書の事業計画の中にいかに具体的にイメージできる文言を盛り込むかが、魅力的な申請書を作成するうえでの鍵になります。一般的にNPOが助成金の申請書を作成する場合、どうしても助成事業が終わるまでの期間にイメージを集中し、事業計画を立ててしまいがちです。

しかし、助成をする側は、その団体に助成を行うことで、助成事業が終わった後にどのような成果が残るのか、団体・受益者・地域・社会にどのような変化をもたらすのかを具体的にイメージできることが申請書に盛り込まれているかといった点を重視します。なぜなら、助成する側は、助成金で一時的な成果しか生み出せない事業よりも、持続的な成果と波及的效果を残せる事業に助成したいという意図があるからです。

## 「時間軸」を意識する

実際に申請書を作成するにあたって重要になるのが、「時間軸」に沿って課題と解決を提起し、成果を残すまでの経過



を具体的に計画することです。

まず、過去2年間に渡る団体の「活動分野全体に共通する問題」と「団体の活動地域に固有の問題」を抽出します。次に、「団体がその問題にアプローチする際の強みや弱み」を分析し、現状では何が課題なのかを整理した上で、今後の課題解決の方法を提起します。

このとき、今回提起した課題解決の方法を、事業を通してどのように実現していくのか、そして、助成事業が完了した後の目標と更にその1年後に期待される成果がどのようなものなのかを、数値目標を盛り込んで事業のスケジュールや予算を作成することが重要です。

特に、期待される成果では、例えば助成事業で学校の教師の指導力アップを目的とした講座を計画した場合、実際に事業の対象者となる「直接的受益者」(学校の教師)だけではな

く、更に直接的受益者を通じて益を受ける「間接的受益者」(学校の生徒)や助成事業が社会にどのような益がもたらされるのかといった、公益性の観点からも波及的效果を描くことで、審査をする側もその助成事業の持つ「社会的インパクト」をイメージしやすくなります。

## 身の丈に合った助成プログラムの選択と計画の立案

どんなに大きな事業計画や事業目標を立てても、その団体の活動実績や規模が申請を予定している事業規模に見合っていないければ、申請しても採択されることは困難です。活動実績が浅く規模の小さな団体は、市区町村といった地域限定の比較的小規模な助成プログラムの申請で実績を積み、徐々に大きなプログラムに挑戦するといったステップを踏むことをお勧めします。

また、申請の際には、助成プログラムの規定に則った申請書を作成し、団体の規模に見合った実現可能な事業計画を立て、事業スケジュールや予算にもそれぞれ整合性が保たれていることが重要です。

## 助成金を「情報」として活用する ～次につなげる助成金の活用術～

助成金には団体が事業を行うための単なる資金以上に情報としての価値があります。過去の助成実績や現在受けている助成事業の経過や成果を、団体のホームページやブログ、メールマガジン、会報などで積極的に情報発信をしていくことが、その団体の実績と信頼性を外部にPRする材料になるからです。

また、他の団体と協働する場合や行政から事業を受託する場合にも、協働相手や委託先に対して「自団体の実績と信頼性が十分である」とアピールする材料として助成金の情報を活用しない手はありません。

そして、現在では、助成金申請の際に団体の情報発信力も審査の判断基準の一つとなりつつあります。その際、団体のHP等で活動報告や事業内容について情報公開が行われていないと、情報発信力と社会を巻き込む影響力の乏しい団体と見なされてしまう可能性もあります。この様に助成金を情報として活用し、次の助成金、次の事業につなげるためにも、普段から団体の情報発信力やITリテラシーを育むことも重要になります。

皆さんも助成金申請や助成金を活用する際には以上のポイントを参考にして下さい。

# NPOがスタッフを雇用したら

## 雇用主としての義務

内閣府の行った「平成25年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」によると、NPO法人の有給職員数は、認定・仮認定を受けていない法人で平均9人、認定・仮認定法人は平均12人で、NPOを「働く場」とする人たちも少なくありません。

NPOも有給職員を雇用すると、一般の企業と同じように様々な義務や責任が発生します。「労働基準法」のもと、賃金や労働時間、休憩時間、休日、休暇などの主要な労働条件の基準を遵守することとなります。

まずは、「適用事業報告」を管轄の労働基準監督署に提出します。また、常時10人以上を雇用する時には、「就業規則」を作成し提出しなければなりません。

## 各種保険の手続き

次に労働保険・社会保険の保険制度への加入手続きを行います。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の二つをいい、労災保険(労働者災害補償保険)は、業務上や通勤途上の災害による傷病等を補償するもので、パート職員や短期間の雇用であっても、雇用した時は必ず加入しなければならず、保険料は法人が全額負担します。原則として代表理事は加入対象外ですが、「特別加入制度」により加入できる場合もあります。窓口は管轄の労働基準監督署です。

雇用保険は、65歳以上の人などの例外を除き、一週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上雇用が見込まれる職員が加入対象となり、保険料は、法人と職員が一定割合で負担します。雇用保険では、代表理事は加入対象外ですが、理事であっても同時に職員としての事務長などの身分を併せ

## 各種保険加入対象

|               | 労災保険 | 雇用保険 | 社会保険 |
|---------------|------|------|------|
| 代表理事          | ×※1  | ×    | ○    |
| 理 事           | △    | △    | ○    |
| 有給スタッフ(フルタイム) | ○    | ○    | ○    |
| 有給スタッフ(パート)   | ○    | △    | △    |

△…加入条件あり ※1「特別加入」制度で加入することも可能

もっていて労働者の性格が強い時に「兼務役員」として加入できる場合があります。窓口は公共職業安定所(ハローワーク)となります。

社会保険とは、健康保険と厚生年金の二つをいい、どちらもフルタイムの職員だけではなく、1日の所定労働時間がフルタイム職員の3/4以上で、1ヶ月の所定労働日数がフルタイム職員の3/4以上であれば、その職員は被保険者となります。保険料は法人と職員の折半負担となります。なお、40歳以上65歳未満の職員については、介護保険料をプラスした保険料となります。健康保険・厚生年金では、労災保険や雇用保険と異なり、常勤の代表理事や理事も被保険者となります。つまり、職員がおらず理事だけの法人でも健康保険・厚生年金へ加入することになります。窓口は年金事務所です。

社会課題の解決に取り組むNPO活動においても、組織の社会的責任や法令遵守の重要性が増してきており、それに伴い、労務関係のトラブルも増えてきています。安心・安全・快適に働けるルールをつくり、活動する意欲につなげるためにも労務手続、職場環境の改善などが必要不可欠となっています。

## 名取市市民活動支援センターを拠点に活動しませんか

名取市市民活動支援センターは、営利を目的とせず、自発的に行う公益的な活動(市民公益活動)を支援する施設です。

施設には、無料の会議室やレターケースのほかに、有料の貸し事務室や印刷機等を備えています。

この度、市民公益活動を行うための事務所を持たない市民活動団体(NPO)に支援センター内の貸し事務室、また、郵便物やチラシ等を受け取るのに便利なレターケースの利用団体を募集します。

使用料、応募資格要件等の募集詳細は右記の要項をご確認ください。

問合せ先  
名取市役所総務部男女共同・市民参画推進室  
〒981-1224 名取市増田柳田80  
TEL:022-384-2111 (内線337)

### ◎貸事務室 ※事務用机(1台)、事務用いす(1脚)、冷暖房完備

| 事務室名  | 面 積              | 使用料/月  | 使用期間                    |
|-------|------------------|--------|-------------------------|
| 貸事務室A | 10m <sup>2</sup> | 8,000円 | 平成26年5月<br>～<br>平成27年4月 |
| 貸事務室B | 10m <sup>2</sup> | 8,000円 |                         |

使 用 料 月額1m<sup>2</sup>あたり800円(光熱費込み)

募 集 期 間 平成26年3月3日(月)～3月24日(月)

応募資格要件 名取市内において1年以上継続的に市民公益活動を行う見込みのある団体で、専用の事務所を持たない団体

### ◎レターケース

| サイズ  | 募集個数 | 使用料/月 | 使用期間                    | 選考方法 |
|------|------|-------|-------------------------|------|
| A4対応 | 5    | 無料    | 平成26年5月<br>～<br>平成27年4月 | 先着順  |

募 集 期 間 平成26年3月3日(月)～3月24日(月)

※募集数に達しない場合は、4月1日(火)以降先着順に随時受付

応募資格要件 名取市内において市民公益活動を行う見込みのある団体



●申込:講座・専門相談は要予約。所属団体・参加者氏名・連絡先・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、FAX・メール・電話にてお申込み下さい  
●主催:宮城県(みやぎNPOプラザ) ●企画・実施:特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

NPOのための会計・税務講座

## 悩みスッキリ! NPO法人の会計監査のポイント

「NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク」作成の監査チェックリストを基に、会計監査のポイントを学び、クリーンな運営で団体の信頼度をさらにアップさせましょう!認定NPO法人を目指す団体にとっても、信頼度のおける監査は必要不可欠です。

- 日 時:3月19日(水) 13:30~16:30
- 講 師:橋本潤子さん  
(公認会計士・NPO法人せんだい杜の子ども劇場理事)
- 対 象:NPO会計担当者や理事、監事など
- 定 員:20名(申込先着順) ●参加費:1,000円(税込)

## NPO法人の決算書作成講座

平成24年度から、収支計算書は「活動計算書」に変わりました。NPO会計に詳しい講師から、NPO法人会計基準に沿った財務諸表の作り方を学び、今度の総会は、市民にとってわかりやすい決算書で臨みましょう。

- 日 時:4月17日(木) 13:00~16:00
- 講 師:成田由加里さん(公認会計士・税理士)
- 対 象:NPO・市民活動団体の代表、会計担当者など
- 定 員:20名(申込先着順) ●参加費:1,000円(税込)

NPOのための専門相談

## ■会計・税務相談 →3/13(木)、4/24(木)

日々の会計業務から決算書作成や税金のことなど、NPO会計に詳しい税理士が、ご相談をお受けします。

- ◎相談対応:【3/13】成田由加里さん(公認会計士・税理士)
- 【4/24】笹館公男さん(税理士)

## ■雇用なんでも相談→4/18(金)

NPOの雇用手続き全般から、就業規則の作成や見直し、職場環境・人間関係の問題まで、雇用に関することをご相談下さい。団体に合ったきめ細かな対応をいたします。

- ◎相談対応:鈴木孝幸さん(社会保険労務士)

## ■法人設立・団体運営相談 → 毎週水曜日

NPOの設立や法人申請書類の書き方、NPOが活動の中でぶつかる様々な問題について、乗り越えるためのアドバイスします。

- ◎相談対応:NPO運営アドバイザー ほか

- 時 間:13:00~17:00  
(相談時間:1団体1時間程度(定員3団体))
- 申込方法:所属団体・参加者氏名・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、下記連絡先までお申し込み下さい。
- 申込締切:開催日の6日前

NPOのための総会運営講座

## 万全の準備で迎えよう! NPOのための総会運営講座

総会は、団体の一年の成果を会員に報告し、事業運営の方針を決める大切な場です。団体の想いが「分かりやすく、正確に」会員に伝わる総会運営のコツを、開催準備から終了後の手続きまでやさしく解説します。準備を万全にして、あわてず総会に臨みましょう!

- 日 時:3月26日(水) 14:00~16:00
- 講 師:大久保朝江さん(みやぎNPOプラザ館長)
- 対 象:NPO・市民活動団体のメンバーの方  
※法人格の有無は問いません
- 定 員:20名(申込先着順) ●参加費:800円(税込)

## みやぎNPOプラザの 「図書委託販売」を利用してみませんか?

みやぎNPOプラザでは、NPOや市民活動団体の情報発信を支援することを目的に、NPO・市民活動団体が発行した書籍の委託販売を行っています。

書籍の販売窓口を探している団体の皆さん、是非みやぎNPOプラザの図書販売コーナーを活用し、団体の情報発信に役立てて下さい。書籍の委託販売を希望する団体は電話・FAX・Eメールで、みやぎNPOプラザまでお問合せ下さい。

詳細はみやぎNPO情報ネットをご覧ください  
<http://www.miyagi-npo.gr.jp/plaza/jigyuu/tosyo.htm>

## ■新規のNPO法人認証団体 (2013.12.11~2014.2.10)

宮城県のNPO法人数 755団体 (平成26年2月10日現在)

宮城県等所轄344団体 仙台市所轄411団体 ※解散、所轄庁変更、認証取消、認証撤回した団体を除く

| 団体名         | 所在地 | 活動内容                               | 認証日  |
|-------------|-----|------------------------------------|------|
| ユアパートナーおおさき | 大崎市 | 在宅の障害者を支援する活動                      | 1/20 |
| 石巻中里スポーツクラブ | 石巻市 | 子どもにスポーツの楽しさを教える活動及び地域住民の健康を推進する活動 | 1/31 |

| 団体名    | 所在地 | 活動内容                                                             | 認証日  |
|--------|-----|------------------------------------------------------------------|------|
| アンベリテ  | 太白区 | 被災者・地域住民のためのコミュニティサロンの運営、街なか活性化イベントの開催、学術、文化、芸術、スポーツに関するイベントの開催等 | 2/6  |
| 留学支援協会 | 青葉区 | 留学・ワーキングホリデー手続き支援事業、低所得者層への奨学金制度事業、英会話講師の派遣事業等                   | 2/10 |

One  
to  
One

発行日:平成26年3月1日  
発行:宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)  
発行部数:3,000部  
編集:特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる  
編集スタッフ:庄司真希 後藤和広 清野利之

【お問い合わせ】  
〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5  
TEL:022-256-0505 FAX:022-256-0533  
E-mail:npo@miyagi-npo.gr.jp  
URL:http://www.miyagi-npo.gr.jp

2014 MARCH  
vol.78

「One to One」は、県内各地でのさまざまなNPO活動により、ひとつひとつが信頼でつながって、よりよい市民社会が形成されるよう願いを込めたニューズレターです。